

県南広域振興局長告示第162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年11月1日

県南広域振興局長 田村均次

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600546	有限会社 ウィールチェアーいわて	有限会社ウィールチェアーいわて	北上市堤ヶ丘二丁目3番26号	平成23年10月28日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600744	有限会社 ウィールチェアーいわて	有限会社ウィールチェアーいわて	北上市堤ヶ丘二丁目3番26号	平成23年10月28日